

審査基準整理票

処分名	診療所の使用許可		
根拠法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 27 条	
基準法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 20 条、第 21 条第 2 項、第 23 条第 1 項	
	医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）	（条項）下記記載	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	14 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[診療所の使用許可基準]</p> <p>診療所の使用許可に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定及び大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準に定めるとおりとする。</p> <p>なお、関係法令及び通知並びに大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準は、担当課において備え置く。</p> <p>(医療法施行規則 基準条項)</p> <p>第 16 条、第 21 条の 3、第 21 条の 4、第 30 条の 4 から第 30 条の 12 まで</p>			

参 考

[根拠法令]

医療法

**第二十七条**

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。